

愛媛県報

発 行 **愛 媛 県**

第243号

令和3年9月21日火曜日 第243号

◇ 目 次 ◇
告 示

指定自立支援医療機関の指定(2件)	(健康増進課)1120
指定自立支援医療機関の所在地の変更	(")1120
県営土地改良事業の事業変更計画書の縦覧	(農地整備課)1120
保安林予定森林にする旨の通知	(森林整備課)1121
保安林の指定の解除	(")1121
瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の概要	(東予地方局環境保全課)1121
道路の区域変更(県道大茅辰ノ口線)(南予地方局西予土木事務所)…1122
道路の供用開始 (")(")1122

告 示

○愛媛県告示第1132号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

令和3年9月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

<i>5</i> 7 ₩	名 称	所	在	地	P	引 設		担当しようとする	指定年月日	
10 10			11		氏名又は名称	主たる事務所	fの所在地	代表者の氏名	医療の種類	JAAC-7711
たちばな薬局		今治市立 3号	花町一	丁目10番	株式会社たちばな	今治市立花町 3号	一丁目10番	代表取締役 西 原 宏 美	精神通院医療(薬 局)	令和3年 9月1日
もより調剤薬局錦町	店	松山市錦 REEビ	町6番ル1階	地7 T	株式会社もより	松山市湊町四	丁目 8 - 12	代表取締役 中 森 淳 史	精神通院医療(薬 局)	令和3年 9月1日

○愛媛県告示第1133号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

令和3年9月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

		指	定訪問看護事業者等			訪問看護ス	テーショ		担当しようとする	指定年月日	
名 称 主たる事務所の所在地 代表者の氏名						称	所	在	地	医療の種類	拍走千月口
株式会社	水星		松山市中村 3 丁目 1 番48 号	代表取締役 河 合 美惠子	訪問看護ステ まごの手	ーション	松山市中号	中村3丁目	1番48	精神通院医療	令和3年 9月1日

○愛媛県告示第1134号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年法律第123号)第64条の規定に基づき、指定自立支援医 療機関の所在地を変更した旨の届出があった。

令和3年9月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

名	称	所 在	Ξ	地		担当する医療の	変更			
1	和	变	更	前	変	更	後	種類	年月日	
	看護ステー ン蒼空	松山下 207番		I町甲	松山ī 864番		I町甲 0	精神通院医療	令和3年 8月1日	

○愛媛県告示第1135号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条第1項の規定により、 今治市菊間町川上、松尾、池原、浜地域に係る県営土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

令和3年9月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 縦覧に供すべき書類の名称

県営土地改良事業(農業用用排水施設整備事業・歌仙地区)変更計画書の写し

2 縦覧期間

令和3年9月22日から10月20日まで

3 縦覧場所

今治市役所菊間支所

○愛媛県告示第1136号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法 (昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

令和3年9月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 保安林予定森林の所在場所 東温市河之内字風呂ノ谷乙1698の40
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所 在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以 上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び東温市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第1137号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第2項の規定により、 次のように保安林の指定を解除する。

令和3年9月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 解除に係る保安林の所在場所 四国中央市上分町字向山乙127の5
- 2 保安林として指定された目的
- 土砂の流出の防備 3 解除の理由 道路用地とするため

○愛媛県告示第1138号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号。 以下「法」という。)第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置 の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県西条保健所及び 新居浜市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

令和3年9月21日

愛媛県西条保健所長 武 方 誠 二

1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名

住友共同電力株式会社

新居浜市磯浦町16番5号

代表取締役社長 丹 一志

新居浜市磯浦町16番5号

2 事業場の名称及び所在地 住友共同電力株式会社新居浜西火力発電所 3 特定施設に関する事項 炭酸ガス製造設備 湿式除塵設備試験装置

特定施設	ひの種類	水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第 188号。以下「政令」という。)別表第 1第63号の3 廃ガス洗浄施設
特定施設	ひの能力	処理ガス量 1 時間当たり180 / ルマル立 方メートル処理
工事の着手	予定年月日	許可後直ちに
工事の完成	予定年月日	工事着手 1 週間後
使用開始の	予定年月日	完成後直ちに
特定施設の仮	使用時間間隔	連続
特定施設の1E 時間	日当たりの使用	24時間
特定施設の使用 の概要	月の季節的変動	なし
特定施設から排出され	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 2.5 最大 2.5
る汚水等の 汚染状態の 値	化学的酸素 要位 1 リット ウンドラン ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	通常 05 最大 05
	浮遊物質 1 (リッき) ラム)	通常 1 最大 1
	室素含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 55 最大 55
	りん有量 (単位 1 リッきミリ ラム)	通常 0.02 最大 0.02
	ふそ(リつきム) まな(リンさい) まな(カールリン) が物 (ロッカールグ) から (カールグ)	通常 0.8 最大 0.8
	ほの まま	通常 02 最大 02
	セレン及び その化合 1 リットミリ つきミリ ラム)	通常 0 0024 最大 0 0024
汚水等の1E (単位 立方		通常 02 最大 02

4 汚水等の処理施設に関する事項 新居浜西火力発電所 排水処理装置

設	Î		年	F	1	日	平成19年10月 5 日					
処	理 施 設 の 種				種	類	凝集沈殿、活性炭吸着、生物脱窒、セレン還元、ろ過処理、中和処理					
処	理	施	設	Ø	型	式	物理処理、生物処理、化学処理					

	₹1µ3 + 37.	<u>- </u>	
処 理 施 記	ひ 構 造	コンクリートピット及	とび鋼製塔
処理施設の)主要寸法	縦 36 &メートル 横 高さ 6 メートル	94メートル
処 理 施 記	みの能力	1 時間当たり46立方メ	(ートル処理
汚水等の気	1. 理の方式	凝集沈殿、活性炭吸着 ン還元、ろ過処理、中	情、生物脱窒、セレ ¹ 和処理
処理施設の値	吏用時間間隔	連続	
処理施設の1E 時間	日当たりの使用	24時間	
処理施設の使用 の概要	用の季節的変動	なし	
処理施設に	項 目	処 理 前	処 理 後
よる処理前 及び処理後 の汚水等の	水素イオン 濃度(水素 指数)		通常 6~8.5 最大 6~8.5
汚染状態の値	化学的酸素 要求量(リッ 位 1リッ トルにつき ミリグラム)		通常 10 最大 15
	浮遊物質量 (リットリ (リッミリ ラム)		通常 15 最大 20
	室素含有量 (単位 1 リッきミリ ラム)		通常 10 最大 14
	りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)		通常 1 最大 4

汚水等の1日当たりの量	通常 1,067	通常 818	
(単位 立方メートル)	最大 1,104	最大 848	

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の 値並びに汚水等の1日当たりの量

No. 1 排水口

汚水等の汚染状態の値	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常最大	8 2 8 3
	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつき ミリグラム)	通常最大	2 .1 4 .0
	浮遊物質量 (単位 1 リットルに つきミリ ラム)	通常最大	3 12
	室素含 有 1 リット リッミ ラム)	通常最大	0 45 6 0
	りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常最大	0 .023 0 .15
	日当たりの量		1 ,158 ,618 1 ,158 ,648

○愛媛県告示第1139号

道路法(昭和27年法律180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。 その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和3年9月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区	間	旧・新 別	敷 地 の幅 員	延長	備考
		西予市城川町遊子谷2201番地先から			メートル 3 5~10 .0	キロメートル 0.028	
県道	大茅辰ノ口線	同町遊子谷2216番地先まで 西予市城川町遊子谷2215番 2 から		***			
		同町遊子谷2215番 2 まで		新	9 5 ~ 14 5	0 .028	

○愛媛県告示第1140号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和3年9月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路	線	名	供	用	開	始	Ø	X	間	供用開始の日
県 道	大	茅辰ノ	口線	西予市城川町遊		番2から					令和 3 年 9 月21日

令和 3 年 9 月21日 発行 1122